

令和7年11月定例会一般質問（令和7年12月12日④）

和田 賢治 議員



大阪維新の会大阪府議会議員団の和田賢治です。通告に従い順次質問させて頂きます。

1-① 生活困窮者自立支援制度と居住支援

まず始めに、生活困窮者自立支援制度と居住支援についてお伺いいたします。単身高齢者の住まい確保の困難性などを踏まえた生活困窮者自立支援法が改正され、今年4月から生活困窮者支援の窓口である市町村等の自立相談支援機関で「住まい」の相談も対応することとなり、府内の各窓口で住まいの相談支援が強化されています。

また、住宅確保が困難な方への安定的な居住の確保の支援として「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」いわゆる「住宅セーフティネット法」も改正され、今年10月から施行されました。例えば、社会福祉法人や特定非営利活動法人、住宅の管理会社等が、大家と連携し、日常の安否確認や見守り等を行う「居住サポート住宅」制度が新たに創設され、単身高齢者などの賃貸住宅への円滑な入居につながることが期待

されています。

住宅は生活にとって不可欠な基盤であり、関係する二つの法の改正により、居住支援の強化が期待されます。前回の答弁では、住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の整備に向け、市町村支援に取り組んでいくということでしたが、府の取組みの状況について、福祉部長にお伺いいたします。

【福祉部長】

- 居住支援の強化を主な内容とする生活困窮者自立支援法の改正を受け、自立相談支援機関の相談窓口において包括的な支援を行うためには、新たに創設された支援策なども活用し、関係機関等と連携していくことが重要と認識。
- まず新たな支援策としては、今般、法改正により、家賃の低廉な住宅への転居費用補助制度が創設されたが、支援現場にまだ十分浸透していないのが現状。このため、府としては、市町村向け研修に加え、支援を必要とする方々に届くよう、ホームページ等を活用した周知に努める。
- 次に、市町村における住宅施策と福祉施策が連携した居住支援体制の整備に向けては、圏域ごとの市町村等の各担当の情報交換の場の創出のほか、福祉部と都市整備部が協働して個別訪問し、地域資源に応じた連携体制のヒアリングや助言を行うなど、きめ細かな支援の質の確保に努めているところ。
- 引き続き、市町村が、自立相談支援機関に寄せられる住まいに関する相談を、制度の活用や地域の居住支援団体等との連携により、円滑に支援につなげられるよう環境整備に努めていく。

1-② 生活困窮者自立支援制度と居住支援

福祉部長の答弁では、単身高齢者などが賃貸住宅へ円滑に入居するために、福祉部と都市整備部が連携して、地域における居住支援体制の整備に向けて、市町村への支援を進めていることが確認できました。市町村の窓口に来られた相談者に対しては、行政だけでできる支援は限られており、民間事業者等と連携して支援を行うことになります。居住支援を進めていく上では、様々な支援が必要になるため、民間事業者である居住支援法人が重要な役割を担うと考えます。

居住支援法人は、住宅セーフティネット法に基づき知事の指定を受けた、住まいについて支援を行う事業者であり、大阪府は全国で最も多くの法人が指定されています。居住支援において、求められる支援としては、例えば、入居前には不動産仲介のネットワークを活かした住まい探しの相談、入居中には介護・障がい者支援の経験を活かした見守りや安否確認、そして退去時には、法的な知見を活かした契約解除事務や家財整理など、それぞれの段階で、状況に応じて専門的かつ連続的・一体的な支援が求められています。

現在、不動産仲介業者、住宅管理会社、社会福祉法人、NPO 法人など、多様な業種、主体が個々に居住支援法人として活動していますが、支援が必要な方の様々な状況に対応し、切れ目ない支援を実現するためには、同じ地域で活動している居住支援法人が互いの活動を把握し、連携することが重要であると考えます。そこで、居住支援法人の連携を促進するための取組について、都市整備部長にお伺いいたします。

【都市整備部長】

- 大阪府では、居住支援法人の連携を促進するため、府ホームページにおいて、各法人の専門分野等を一覧表で発信するとともに、市町村や居住支援法人等を対象とした「居住支援研修会・交流会」を開催することにより、互いの活動状況を知る取組を行っている。
- 加えて、居住支援法人がより身近な地域で連携し、主体的に活動できる環境を整備するため、今年度から、府内を 8 つ程度のブロックに分割し、各ブロックでの研修会の実施や居住支援法人による会議体の立ち上げを進めているところ。
- こうした取組により、福祉部とも連携して、入居前から入居中、退去時に至るまで、総合的・包括的な居住支援の実現を図ってまいります。

【要望】

居住支援法人が全国で最も多いという大阪府の特色を存分に活かし、大阪のどの地域であっても居住支援法人が連携して、住まい探しにお困りの方へ切れ目ない支援が行き届くよう、ブロック単位での会議体をしっかり支援していただきたいと思います。

また、この会議体を通じて、居住支援法人同士の連携が進めば、改正住宅セーフティネット法において努力義務化された市町村単位の居住支援協議会の設立にもつながります。引き続き、福祉部と都市整備部、市町村、居住支援法人等が連携して、府内の居住支援の充実に取り組んでいただくようお願いいたします。

2 IRの理解促進

次にIRの理解促進についてです。大阪・関西万博が閉幕し、今まで以上にIRに対する注目が集まるところから、IRの開業に向け、府民の理解促進を図っていくことが不可欠です。大阪府市が実現をめざすIRはカジノだけでなく、日本最大級のオールインワンMICE施設や大阪・関西の魅力を発信する魅力増進施設、国際的なエンターテイメント施設など、様々な施設を備えた魅力あふれる大規模集客施設として、府民や観光客が楽しめる場所であり、また、ビジネスにも活用することができ、大きな経済効果を生み出すものでもあります。

IR開業後には、納付金・入場料として府市それぞれで年間約530億円の収入が見込まれており、これを子育てや教育環境の充実などに活用し、府民の豊かな暮らしの実現につなげていくことですが、このことこそ、広く府民に知って頂く必要があります。にもかかわらず、IRは我が国では前例のないプロジェクトであり、「IR=カジノ」というイメージが先行しているように思います。

IR開業までの期間に、粘り強くIRの概要や、魅力、効果、メリットを府民に発信し、IR実現によるプラスの効果の理解を深めていくことが、「IR=カジノ」というイメージの払拭につなげることができると考えます。そこで、IR実現に向けて本格的に動き出したこの機に、IRの意義や魅力について理解を深めていただくため、どのように効果的な情報発信を行っていくのか、IR推進局長にお伺いいたします。

【IR推進局長】

- IRの実現に向けては、意義や効果、ギャンブル等依存症などの懸念事項に対する取組みについて、広く府民の理解を深めることが重要と認識しており、公募型プロポーザル方式により選定

した委託事業者の専門的なノウハウも取り入れ、効果的・効率的な情報発信に努めているところ。

- このため、大阪府市では、IRへの関心が薄い方も含め、多様な層に情報が行き届くよう、IR事業をわかりやすく伝えるツールとして、本年2月にホームページの特設サイトを開設したほか、主要駅でのポスター掲出やインターネット広告など、大阪IRへの興味関心を喚起し、ホームページの詳細な情報へ誘導するための広報に取り組んでいる。
- また、アプローチする対象を明確にしたうえで、各広報媒体の特徴に応じた的確なターゲティングによる広報を実施することとしている。
- とりわけ、高齢層については、若年層と比べて、ギャンブル等依存症など懸念事項への不安が高い傾向が見られることや、新聞の購読率が高いとのデータ等を踏まえ、大阪IRの施設の概要に加え、懸念事項への取組み等について、わかりやすく理解してもらえるよう、タブロイド判広報紙を発行し、新聞に折り込み、府内全域に配布する予定。
- 大阪・夢洲でのIR実現は、万博後の持続的な大阪の成長のエンジンとなるものであり、幅広い層の府民の理解促進につながるよう、委託事業者のノウハウも活用し、これまでにない新たな発信手法も検討しながら、戦略的な情報発信に取り組んでいく。

【まとめ】

大阪IRは今年4月から建設工事に着手しており、2030年秋ごろ開業に向けて着実に前進していると伺っております。大阪IRの意義や魅力、また経済効果等に関して、引き続き、これまで以上に効果的な情報発信に力を入れて取り組んで頂きますよう、お願い致します。

3-① 大阪の観光魅力発信事業

次に、大阪の観光魅力発信事業についてお伺いいたします。

先日閉幕を迎えた大阪・関西万博は、国内外から大阪に対する期待と注目を一気に高める契機となり、観光分野においても、既存の魅力に加えて新しい体験や価値を創り出すな

ど、大阪は「進化する観光都市」として成長を続けています。

大阪府では、万博期間中である4月から6月にかけて、観光魅力の発信事業として、JRグループや関西の鉄道会社などと連携し、国内各地の方に「万博来場」と「大阪の観光魅力」双方を楽しんで頂ける大規模な観光キャンペーン「大阪デスティネーションキャンペーン」を実施されました。

これは、昨年の「プレキャンペーン」に引き続き実施されたもので、府内各地の観光資源を地域やカテゴリーごとに整理し、また、キャンペーン専用の体験型メニューを造成するなど、これまでにない盛りだくさんの内容でした。この取組みにより、多くの方が大阪を楽しみ、大阪経済にも好影響を与えたのではないかと思います。そこで、まずは、この観光キャンペーンの成果や事業の評価について、府民文化部長にお伺いいたします。

【府民文化部長】

- 「大阪デスティネーションキャンペーン」は、大阪・関西万博への誘客促進とともに、大阪の観光魅力を全国へ広く発信し、府域全体への周遊、滞在を促進することを目的として、行政、観光関係団体、経済団体などが一体となって実施したもの。
- 本事業により、全国各地にあるJRの駅や車両内において、大阪の観光情報を広く発信したほか、府域周遊のための旅行商品も多数造成されるなど、全国規模での事業展開ができたものと考えている。
- 万博開催の効果とも相まって、約4万5千人の方に旅行商品を利用いただいたほか、鉄道利用者数、府内の宿泊者数、主な観光施設の入込客数など、全ての指標が通常期より増加したとのことで、国内の多くの皆さんに大阪を気軽に訪れてもらい、大阪の魅力を満喫していただいたと考えている。

3-② 大阪の観光魅力発信事業

次に、万博閉幕後における大阪の魅力発信についてです。万博開催の影響もあり、キャンペーンが盛況のうちに終わったとのことで、大阪にとっては、非常に喜ばしい結果になったのではないかと思います。

一方、大阪の持続的な成長に向けては、観光施策の積極的な展開の継続が必要であり、

万博閉幕とともに、大阪への関心や来阪意欲が薄れるようなことがあってはなりません。現在検討されている「Beyond EXPO 2025（ビヨンドエキスポ2025）」でも、めざすべき都市像として、「世界に伍する都市力を有し、唯一無二の魅力がある都市」と掲げられており、今後とも、大阪の魅力創出と発信を積極的に行うことが不可欠です。

そこで、万博終了後においても、このキャンペーンにおける経験などを活かしながら、あらゆる主体と連携した大阪の魅力発信を続けるべきと考えますが、府民文化部長の所見をお伺いいたします。

【府民文化部長】

- 大阪のさらなる誘客促進に向けては、食・歴史・文化など豊富な資源の中でも、活かしきれてないものについては、更なる磨き上げとともに、多様な手法による情報発信を、今後とも継続していくことが重要。
- また、「訪れるたびに新たな魅力に出会える都市」として、新しい体験や文化的価値を創出していくことも、観光力強化をめざす大阪にとって、非常に重要な視点。
- 大阪・関西万博終了後においても、府内市町村や観光関連事業者と連携した観光誘客キャンペーンなどを積極的に展開し、府域の魅力を広く発信するとともに、大阪を何度も訪れたいと多くの方々に思っていただけるよう、引き続き取組みを進めてまいる。

【まとめ】

大阪・関西万博開催という大きな目標に向けて、これまであらゆるステークホルダーとともに、大阪・関西が一丸となって様々な取組みを進めてきました。先ほど取り上げたキャンペーンも、官民あげて取り組んだ結果として、非常に良い流れができたのだと思います。万博が終了したことをもって、この流れを止めるのは非常にもったいない。ぜひ、今後とも、これまで培ったノウハウやオール大阪の枠組みを活かし、さらに発展させた新たな取組みを続けていただくよう要望いたします。

4 大阪の成長・発展に向けた人材確保

さて、先にご質問しました大阪の観光施策をさらに発展させるためにも、大阪府の人材確保は重要な課題です。そこで、万博後の大阪の成長に向けた人材確保の取組みについてお伺いいたします。

55年ぶりにこの大阪で開催された万博は、「未来社会の実験場」という言葉どおり、我々が体験したことのない最先端技術が披露され、「来るべき未来」にワクワク感・期待感をもたらしました。今後は、こうした未来の技術を1日でも早く実装化させていくことが重要であり、未来を創造していく人材の育成・確保が急務であると、この万博を経験して改めて思いを強くしたところです。

私は昨年のこの11月定例会においても、東西二極の一極である副首都・大阪をめざすには優秀な人材をしっかりと確保していくことが重要と申し上げ、理事者からは「成長戦略である「Beyond EXPO 2025」においてタスクフォースを設置して考えていく」との答弁がありました。今年9月には、今後の大阪の成長を実現する羅針盤となる「Beyond EXPO 2025（骨子案）」が示されました、大阪の成長・発展を支える人材力の強化に向けて、どのような検討状況であるのか、政策企画部長にお伺いいたします。

【政策企画部長】

- Beyond EXPO 2025は、万博後の持続的な成長・発展と府民の暮らしの向上に向けた、今後の大阪が進むべき指針として策定を進めており、副首都・大阪を実現させる経済面での取組みを取りまとめる成長戦略。
- 骨子案では、めざす都市像を「世界に伍する経済力・都市力を有し、唯一無二の魅力がある大阪」と定めており、その経済力・都市力を支える基盤として、人材面ではグローバル人材やクリエイティブ人材が集積・輩出するエネルギーッシュな拠点都市をめざすこととしている。
- 例えば、多様な人材が共生・活躍できる環境整備など、国内外からの人材確保や、成長分野の発展を支える産業人材や次代を担うグローバル人材などの人材育成について、具体的な施策の検討を進めており、年度内に取りまとめていく。

【要望】

現在、「Beyond EXPO 2025」の策定に向けて検討が進んでいることと思いますが、大阪の成長や都市の発展を支えるのは、「人」です。どれほど優れた戦略や技術があっても、それを活かす人材がいなければ、成長は実現できません。私は、この「人づくり」こそが大阪の未来を切り拓く鍵であると強く考えています。

例えば、ライフサイエンス、カーボンニュートラルなどの成長産業分野を支えるには高度人材が、インバウンドの増加に対応していくには観光人材の充実が急務です。大阪の成長・発展を支える人材力の強化につながる効果的な施策を検討していただきたいと思います。人材力の強化には、短期的な視点では人材の確保と、中期的な視点では人材の育成という、両面からの取組が不可欠であります。

そのために、人材の確保については、国内外から選ばれる都市となる都市ブランドの強化、人材の育成については、高校や大学等での教育を通じた育成を進めることが重要であると考えます。ぜひ、こうした観点を踏まえ、大阪の成長を支える人材の強化を力強く推進していただくことを強く要望いたします。

5 不在者投票制度の適正な運用

最後に、不在者投票制度の運用についてお伺いいたします。

先日、今年7月に執行された参議院選挙の老人ホームにおける不在者投票で不正があったという事案が、報道されました。病院や老人ホームにおける不在者投票は、入院・入所中で投票所に行くことができない有権者がその施設内で投票ができる制度であり、施設長が不在者投票管理者となり、立会人の選任や投票の管理などの事務処理を行いますが、報道によると、老人ホームの関係者が、入所者の投票用紙を無断で使って候補者名を書くなどし、不在者投票を偽造した疑いがあるとのことでした。また、報道では、この老人ホームの不在者投票では、選管が選定する施設関係者以外の第三者を立会人とする外部立会人制度の利用をしていなかった、といった指摘もされています。

このような不正は、入所者本人の投票する権利を侵害するばかりか、選挙に対する国民の信頼を損なうこととなり、あってはならないことだと考えます。不在者投票の際に、第三者のチェックがあれば、このようなことは起きなかつたのではないかとも思います。今回の事案が起きた老人ホームは、公職選挙法施行令に基づき、大阪府選挙管理委員会が、不在者投票ができる施設として、指定した施設であるとお聞きしています。そこで、今回の事案をどのように受け止めているか、また、今回の事案を受け、選挙管理委員会としてどのように対応するのか、選挙管理委員会委員長にお伺いいたします。

【選挙管理委員長】

- 選挙は、民主主義の根幹であることから、選挙における不正によって、有権者の権利が侵害されることはもとより、その選挙の公正さに疑念を持たれることはあってはならないと認識。
- 今年7月の参議院議員通常選挙において、府が指定する施設の不在者投票で、施設関係者が投票偽造を行ったとして書類送検されたことは、大変遺憾に思う。
- 選挙管理委員会としては、今回の事案を確認後、指定している施設全てに対し、不在者投票の適正な実施や、外部立会人の積極的な活用を周知するとともに、市区町村選挙管理委員会に対しては、不在者投票に関連する事務の適正な処理の徹底や、外部立会人の活用に向けた施設への助言・指導を依頼した。
- また、不正があったとされる施設については、運営事業者から当時の具体的な事務処理状況や、事務処理体制の聴き取りを行い、その確認結果を踏まえて、施設が所在する市区町村選挙管理委員会の意見を聞いた上で、指定の取消の要否を判断することとしている。
- 今後は、今回のような事案も含め、選挙における不正が起きないよう、市区町村選挙管理委員会とも連携しながら、選挙の厳正な管理執行に努めていく。



【要望】

病院や老人ホームにおける不在者投票制度自体は、病院や老人ホームに入所中の多くの方の選挙権を保障する大切な制度ですが、その制度を悪用した不正があってはならなりません。そのためには、外部立会人を積極的に活用していくべきだと思いますが、現行制度上、外部立会人を活用することは努力義務とされていることから、不在者投票の際に、外部立会人がいない場合も多いと聞いております。外部立会人の活用の義務付けなどは法改正が必要となるのかもしれません、こういった事案を二度と起こさないよう、制度改革に向けた国への要望も含めて、しっかり取り組んでいただくことをお願いしまして、私の一般質問とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。